

# 公益財団法人ひかり協会西近畿地区センター事務所との協議等議事録（要旨）

健康局健康づくり課

1 日 時 令和7年11月10日（月）午後2時～午後4時

2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室

3 団 体 名 公益財団法人ひかり協会西近畿地区センター事務所

4 協議等の趣旨 2025年度 大阪市行政協力懇談会 要請事項

5 出 席 者

(団体側)

代表者 他9人

(本 市)

福祉局 5人

危機管理室 1人

健康局 2人

6 議 事

(1) 大阪市がん検診について（項目番号1）

団体要望概要

- ・被害者の方が70歳以上となり、持病等でかかりつけの先生がおられる方が多くなってきており、かかりつけの先生のところで3か月に1回採血等をしているため、がん検診は受けなくてもよいと思っている方が多くなってきていると聞くことが多い。このような方にもがん検診が必要だという内容の案内を検討していただきたい。ただ、メリット・デメリットの記載ががん検診の受診抑制にならないような高齢者向けの内容の案内の検討をお願いしたい。
- ・がん検診のメリット・デメリットについて記載されたリーフレットはどのような場所で配布されているのかを教えていただきたい。
- ・「令和7年度 大阪市ガイドブック」6ページのようにメリット・デメリットが並列に書かれていると、メリットとデメリットが同じ割合であると思ってしまう。広報をする上で、並列的な書き方をするのはいかがなものか。

本市説明概要

- ・70歳以上の方の受診勧奨は、国の指針に基づく検診では、特に推奨すべき年齢

が 69 歳までとなっているため、現状、70 歳以上の方に対する個別勧奨は実施していないが、区の広報誌でがん検診のお知らせを載せており、お手元に届くような形で広報をしている。

- ・がん検診のメリットとデメリットについて記載されたリーフレットとして本日配布している「令和 7 年度 大阪市がん検診ガイドブック」は大阪市役所本庁舎、区役所、イベントの啓発等で、「がん予防キャンペーン」のリーフレットは区役所、生涯学習センター、図書館等に、「日本人のおよそ 2 人に 1 人ががんになるといわれています」のリーフレットは大阪市役所本庁舎で配架している。
- ・「令和 7 年度 大阪市がん検診ガイドブック」の 6 ページではメリットとデメリットを並列して記載しているが、まずは 3 ページに「がん検診を定期的に受診してください」を記載し、早期発見、早期治療というメリットを説明している。このようにまずはメリットを記載し、デメリットについて説明するような表現を行っている。

## (2) 災害用備蓄物資について（項目番号 2）

### 団体要望概要

- ・備蓄物資が発災後に不足する場合はどうするのか教えてほしい。
- ・避難行動要支援者数を教えてほしい。
- ・避難行動要支援者はどういった方々を対象としているのか教えてほしい。
- ・災害用ベッドとは、段ボールベッドを想定しているのか、簡易ベッドを想定しているのか。
- ・物資の備蓄場所はどこに確保しているのか。
- ・発災後、必要な備蓄品が集まつくるまでの期間はどのくらいを想定しているのか。

### 本市説明概要

- ・備蓄物資が不足する場合は、国や大阪府からの救援物資や、事業者との協定に基づく物資調達により対応する。
- ・避難行動要支援者数は令和 7 年 4 月 1 日時点で 160,990 人となっている。
- ・福祉局が平時に見守り等で使用している要援護者名簿に記載のある方を対象としている。
- ・基本的にはワンタッチで開くタイプの簡易ベッドを備蓄している。
- ・備蓄場所は避難所だが、大阪市の場合はほぼ小中学校となっている。
- ・可能な限り早くとなっているが、能登地震では発災翌日には現地に届き始めているので、大阪市でも交通の便もよく備蓄倉庫も近いことからそれくらいには届くと考えられる。府と国との公助で備蓄しながら、皆さんにも自助・共助で備蓄をお願いしながら取り組んでいる。

### (3) 介護現場における人手不足について（項目番号 3）

#### 団体要望概要

- ・廃止・休止事業者数は 2023 年度までと比べてどうなっているのか、またその数は訪問介護の基本報酬が引き下げられたことが影響しているのかを教えていただきたい。
- ・事業所数が伸びているとのことだが、それが報酬改定の影響を受けやすい一般家庭を訪問する事業所なのか、効率が良い有料老人ホームやサ高住などの施設併設型の事業所なのか、内訳が分かれば教えてほしい。
- ・生野区で障害の重度訪問介護と介護保険の訪問介護を使っていている被害者がいる。障害も介護保険も対応している 4ヶ所の事業所を使っているが、病気になって重度訪問介護の時間数は加算されたが急に対応できる事業所がなかった。その後、入院したため訪問介護を利用するることはなかったが、人材不足から何かあった時に弾力的な対応ができないという実態がある。（本市からの質問への回答）

#### 本市説明概要

- ・2023 年から 2025 年の 4 月～7 月の件数については、2023 年の廃止 34 件、休止 4 件、2024 年の廃止 55 件、休止 6 件、2025 年の廃止 41 件、休止 2 件となっている。廃止は伸びているが、新規件数についても例年以上に増加していることから、現時点では報酬改定の影響で、利用者のサービス利用に支障をきたしているとまでは言えない状況である。
- ・事業所が施設と併設されているかどうかといったことは確認するのに相当の時間がかかる。施設と併設されていても減算しながら施設だけサービスを行う事業所もあれば一般住宅にも訪問する事業所もあり、一概に判断できない。
- ・要請事項には訪問介護を利用する被害者の中には必ずしも希望に沿った利用ができない状況があるとあるが、具体的にはどんな状況か。（本市からの質問）

### (4) 外国人介護人材へのサポートについて（項目番号 5）

#### 団体要望概要

- ・外国人人材等における調査の上、研修や講座を実施しているとあるが、外国人を受け入れる際の課題やニーズは、どのようなものがあったのか。
- ・外国人人材はこれからの中介護分野で非常に重要になってくると思われる。訪問介護への従事はハードルが高いと言われるが、翻訳アプリなど AI も進化しており、例えば翻訳アプリの入ったスマホに係る補助事業などがあれば、コミュニケーションも取りやすくなるのではないかと考えるが、どうか。

- ・介護人材不足については、ニーズの高い時間帯は仕方ないと思う。また事業所数は増えているということなので、ある程度人材も増えているのではと感じている。外国人人材は良いという話も聞いているが、緊急時の対応に救急隊とのコミュニケーションに課題があるとも聞くので、今後外国人人材が増えてくると、そういう課題も増えてくると思われる。(意見のみ)

#### 本市説明概要

- ・外国人介護人材の受入れる施設のニーズとして、1つはコミュニケーションの取り方や外国人を受け入れる際の対応について知りたいというものがあった。大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、外国人を雇用している若しくは雇用に関心のある施設従事者を対象として、外国人の受入れに関する研修を実施しており、受入れにあたってのコミュニケーションの取り方や、実際に受け入れている中での困りごとへの対応方法など、ニーズを踏まえた内容となっている。
- ・国が定める指針では、外国人を含め人材確保は都道府県の役割であり、市町村は従業者への研修の実施や関係団体とのネットワークの構築を行うとなっており、スマホ等に係る補助事業はない。国の指針に基づき、外国人人材に限らず、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉介護人材の定着を目的に研修や取組を実施している。

### (5) 外国人介護人材の活用促進の方策について（項目番号 6）

#### 団体要望概要

- ・アシstantワーカーを導入して介護人材のすそ野を広げるとあるが、外国人人材を含め、アシstantワーカーの雇用状況はどうなっているか。本取組によりアシstantワーカーとしての働き方は広がっているのか。また、雇用された後に定着しているかどうか把握しているか。
- ・アシstantワーカーが増えることにより、直接介護をする職員の負担軽減につながるとあるが、職員の定着の支援につなげる意図もあるか。

#### 本市説明概要

- ・外国人人材が雇用されているとは聞いていないが、アシstantワーカーは市内 18 施設で導入されている。また、本事業では過去の取組施設も参加するメンバー施設会議を実施しており、各施設での雇用後の状況等も共有している。
- ・アシstantワーカーを導入することにより、介護職員の負担軽減につながる。介護職員に時間ができると、その分利用者のケアを行うことができ、最終的にはチームのケアの向上につなげていくという目的もある。

### (6) 成年後見制度について（項目番号 7）

#### 団体要望概要

- ・成年後見制度が必要な方は、ホームページを見たり、パンフレットを取りに行ったりすることがなかなかできない方が多いので、ケアマネやヘルパー等の福祉関係者への制度周知を徹底していただきたい。
- ・制度説明や家族内調整等、本人や家族に対してどの程度のことをしてもらえるのか、教えていただきたい。
- ・市長申立について、件数、成年後見人等の選任を大阪市が行っているのかについて、教えていただきたい。

#### 本市説明概要

- ・介護保険や障がい福祉サービス事業所等への周知については、集団指導の場を活用して周知していく。相談支援機関である地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターへは研修を行っている。
- ・家族間の調整は難しいが、ご本人の支援体制の構築状況等、個々の状況に応じて、ご本人やご家族の方が参加する形で、最寄りの地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターでは制度説明を、大阪市成年後見支援センターでは相談員、弁護士や社会福祉士等の専門職への個別相談ができるので、ご活用いただきたい。
- ・市長申立の件数は、年間で約 200 件。成年後見人等の選任に関しては、大阪市では、家庭裁判所に対して成年後見人等の候補者の推薦を行っている。

### (7) 身寄りのない単身高齢者に対する支援について（項目番号 8）

#### 団体要望概要

- ・被害者でも一人暮らしの方が一定数いる。今は家族がいるが、将来的に一人になった時に不安を感じている方もいる。国の法制化の前でも、困りごとがあれば回答にあるように地域包括支援センターなどで対応いただけるという理解でよいか。
- ・現在は、ケアマネジャーや相談支援事業所の相談員の方などがボランティアでサポートしてくれているケースが多い。身寄りのない高齢者を支援する制度が法制化された際は、情報共有しながら進めてほしい。

#### 本市説明概要

- ・既にお困りの方への支援として、現状制度の下で主にケアマネが中心となって対応されていることが法制化されていくのではないかと思う。現在、施設の体制が十分でない中で、また、住み慣れた地域で在宅生活をできるだけ長く、という方針のもと高齢者の福祉施策を行っている。一方で介護保険制度での特養だけでなく、それ以前の制度下での養護老人ホームやケアハウスなども 20 程あり、利用されている方がいる。身寄りのない方の生活の場としては、それらの

施設も併用しながら、またサ高住など民間の力も利用しながら制度の隙間を埋めているところ、ということを国の制度が整うまでの現状として案内した。

- ・現在も様々な立場の方々が、身寄りのない高齢者を支えてくださっていると認識している。法制化の状況を踏まえ、関係者と調整しながら進めていきたいと考えている。